

現 行	改 正	改正理由
<p>第3章 公告及び競争入札等</p> <p>6 入札等にあたっての誓約事項</p> <p>入札者又は随意契約の相手方になろうとする方（以下「入札者等」という。）は、入札書又は見積書の提出にあたっては、別紙第1に示す暴力団排除に関する誓約をして下さい。</p> <p>別紙第1 暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>この際、入札書又は見積書には、別紙様式第5に示すとおり誓約事項を制約している旨を記載して下さい。</p> <p>(1) 誓約を拒否する場合の措置</p> <p>誓約事項を拒否する入札者等があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものと致します。</p> <p>(2) 入札無効等の措置</p> <p>入札者等が誓約した誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書又は見積書は無効と致します。</p> <p>(3) その他</p> <p>本誓約事項は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合の契約を除き、全ての契約を対象としております。</p> <p>7 入札及び落札者の決定</p> <p>8 指名競争</p> <p>9 随意契約</p> <p>原則として、一般競争入札によることとされていますが、公募の結果、要件を満たす者が1社の場合又は契約金額が少額その他の理由により随意契約とすることがあります。</p> <p>(1) 随意契約の事務手続等</p> <p>ア 随意契約は見積書を提出して頂き、これにもとづき商議を行います。</p> <p>イ 同等品で見積りをしようとする場合には、指示された時期までに同等品確認依頼書を提出して官側の承認を得て下さい。</p>	<p>第3章 公告及び競争入札等</p> <p>6 入札等にあたっての誓約事項</p> <p>入札者又は随意契約の相手方になろうとする方（以下「入札者等」という。）は、入札書又は見積書の提出にあたっては、別紙第1に示す暴力団排除に関する誓約をして下さい。</p> <p>別紙第1 暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>この際、入札書又は見積書には、別紙様式第5に示すとおり誓約事項を制約している旨を記載して下さい。</p> <p>(1) 誓約を拒否する場合の措置</p> <p>誓約事項を拒否する入札者等があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものと致します。</p> <p>(2) 入札無効等の措置</p> <p>入札者等が誓約した誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書又は見積書は無効と致します。</p> <p>(3) その他</p> <p>本誓約事項は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合の契約を除き、全ての契約を対象としております。</p> <p>7 入札前提</p> <p>仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として入札書を提出してください。</p> <p>8 入札及び落札者の決定</p> <p>9 指名競争</p> <p>10 随意契約</p> <p>原則として、一般競争入札によることとされていますが、公募の結果、要件を満たす者が1社の場合又は契約金額が少額その他の理由により随意契約とすることがあります。</p>	<p>「仕様書記載要領等の周知徹底について」(通達) 陸幕装計第101号(24.3.9)に基づく追加。</p> <p>番号の繰り下げ</p>

現 行	改 正	改正理由
<p>別紙様式第2 同等品確認依頼書</p> <p>ウ 見積書の提出は、「見積依頼通知書」に示された提出期限までに必着するよう提出して下さい。提出期限以降の到着は無効となります。</p> <p>別紙様式第5 入札書・見積書</p> <p>エ 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がなく、随意契約とする場合も上記同様です。</p> <p>(2) 1社随意契約の協力依頼</p> <p>調達品の特性等から特定の方と単独で契約を締結せざるを得ない1社随意契約の場合、特に次の点に留意して契約の早期から円滑な締結に積極的に協力して下さい。</p> <p>ア 予定価格算定のため、契約担当者が原価資料等の提出を依頼した場合は、必ず指定期限までに原価資料等を提出して下さい。概算契約で契約履行後精算するために必要な根拠資料も同様です。</p> <p>イ 原価等の調査に協力してください。特に高額契約又は契約回数の多い企業については、社内就業規定、原価計算規則等価格算定上必要とする資料の提出、提示をお願いし、価格等の調査をさせていただきます。</p>	<p>(1) 随意契約の事務手続等</p> <p>ア 随意契約は見積書を提出して頂き、これにもとづき商議を行います。</p> <p>イ 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として見積書を提出して下さい。</p> <p>ウ 同等品で見積りをしようとする場合には、指示された時期までに同等品確認依頼書を提出して官側の承認を得て下さい。</p> <p>別紙様式第2 同等品確認依頼書</p> <p>エ 見積書の提出は、「見積依頼通知書」に示された提出期限までに必着するよう提出して下さい。提出期限以降の到着は無効となります。</p> <p>別紙様式第5 入札書・見積書</p> <p>オ 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がなく、随意契約とする場合も上記同様です。</p> <p>(2) 1社随意契約の協力依頼</p> <p>調達品の特性等から特定の方と単独で契約を締結せざるを得ない1社随意契約の場合、特に次の点に留意して契約の早期から円滑な締結に積極的に協力して下さい。</p> <p>ア 予定価格算定のため、契約担当者が原価資料等の提出を依頼した場合は、必ず指定期限までに原価資料等を提出して下さい。概算契約で契約履行後精算するために必要な根拠資料も同様です。</p> <p>イ 原価等の調査に協力してください。特に高額契約又は契約回数の多い企業については、社内就業規定、原価計算規則等価格算定上必要とする資料の提出、提示をお願いし、価格等の調査をさせていただきます。</p>	<p>「仕様書記載要領等の周知徹底について」(通達) 陸幕装計第101号(24.3.9)に基づく追加。</p> <p>番号の繰り下げ</p>

現 行	改 正	改正理由
<p>第5章 契約の履行</p> <p>10 監督及び検査</p> <p>(1) 監督</p> <p>契約の履行途中において履行の立会い、工程管理など契約相手方に対して指示等を行い、契約の目的が実現されるよう処理する行為を監督といい、これを実施するため、契約担当官等の補助者として監督官がおかれています。監督官は原則として工事、製造その他の請負契約について義務づけられておりますが、請負以外の契約でも必要に応じて行うことがあります。</p> <p>(2) 検査</p> <p>工事、製造、物品、役務等の契約について契約を履行し次の要領により検査を行います。</p> <p>ア 検査の時期</p> <p>検査は契約の給付完了の届出を受理した日から、工事については14日以内、その他の給付については10日以内の日に行うことになっております。</p> <p>イ 受領検査</p> <p>調達物品等を契約納地において納入品の受領に先立ち行う検査であり、品質、性能及び数量の確認を行う検査です。</p> <p>ウ 役務検査</p> <p>修理又は役務契約について役務提供の確認を行う検査です。</p> <p>エ 工事検査</p> <p>工事が完了したとき相手方から提供される工事竣工検査届に基づいて契約書及び仕様書に適合しているか否かの確認を行う検査です。</p>	<p>第5章 契約の履行</p> <p>10 監督及び検査</p> <p>(1) 監督</p> <p>契約の履行途中において履行の立会い、工程管理など契約相手方に対して指示等を行い、契約の目的が実現されるよう処理する行為を監督といい、これを実施するため、契約担当官等の補助者として監督官がおかれています。監督官は原則として工事、製造その他の請負契約について義務づけられておりますが、請負以外の契約でも必要に応じて行うことがあります。</p> <p>(2) 検査</p> <p>工事、製造、物品、役務等の契約について契約を履行し次の要領により検査を行います。</p> <p>ア 検査の時期</p> <p>検査は契約の給付完了の届出を受理した日から、工事については14日以内、その他の給付については10日以内の日に行うことになっております。</p> <p>イ 受領検査</p> <p>(ア) 調達物品等を契約納地において納入品の受領に先立ち行う検査であり、品質、性能及び数量の確認を行う検査です。</p> <p>(イ) 納入は、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として行います。したがって仕様書をよく確認してください。</p> <p>ウ 役務検査</p> <p>修理又は役務契約について役務提供の確認を行う検査です。</p> <p>エ 工事検査</p> <p>工事が完了したとき相手方から提供される工事竣工検査届に基づいて契約書及び仕様書に適合しているか否かの確認を行う検査です。</p>	<p>「仕様書記載要領等の周知徹底について」(通達) 陸幕装計第101号(24.3.9)に基づく追加。</p>